

## 第4節 被扶養者の認定と取消の手續

組合員は、次の(A)～(C)に掲げる場合には、遅滞なく被扶養者認定・取消申告書に証明書類等を添付のうえ、所属所長を経て支部長に提出しなければなりません。

- (A) 新たに組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がある場合
- (B) 組合員に新たに被扶養者の要件を備える者が生じた場合
- (C) 被扶養者がその要件を欠く事由が生じた場合

### 1 被扶養者の認定を受けるとき((A)(B)の場合)

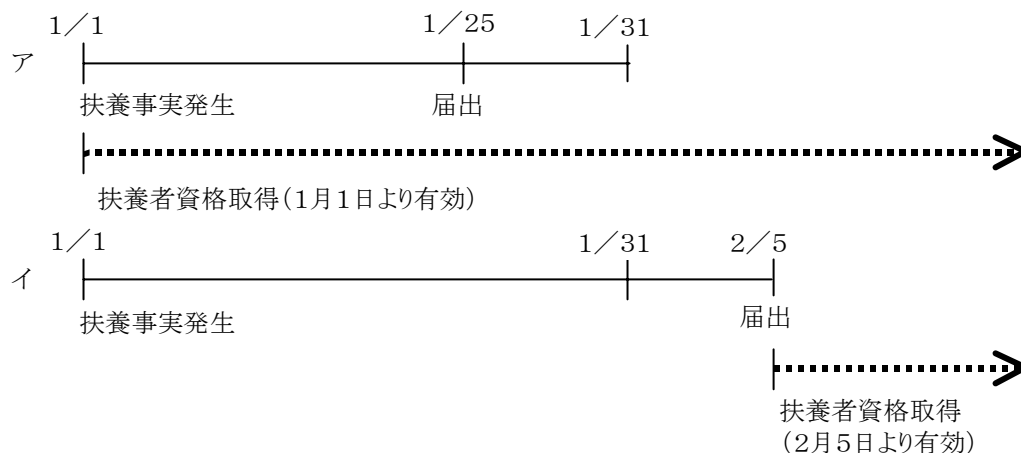
#### (1) 届出の時期

新たに被扶養者の要件を備える者が生じたときは、その事実が生じた日から被扶養者として認定され、給付の対象となります。(事例ア)

しかし、その申告書の届出が、扶養事実の生じた日から30日以内になされない場合には、その届出を受けた日から認定され、被扶養者に係る給付も届出を受けた日から行われます。(事例イ)

なお、30日以内に届出を受けたかどうかは所属所長が「被扶養者認定・取消申告書」等必要書類を受付けた日より判定しますので、「被扶養者認定・取消申告書」には必ず所属所受付年月日を記入し、担当者印を押印してください。

#### (事例)



#### (2) 提出書類

##### ア 給与条例による扶養手当の支給を受けている者(普通認定者)

- (ア) 被扶養者認定・取消申告書 (施行規程別紙様式第15号) を1部提出してください。

<提出方法>

提出にあたっては、次の処理をした後の「被扶養者認定・取消申告書」を

提出してください。

- (a) 右上の認定区分の「普通認定」の左に○を記入してください。
  - (b) 所属所受付年月日欄を記入してください。
  - (c) 扶養手当認定事務担当者が扶養手当の支給を確認後、給与事務担当者印欄に確認印を押印してください。
  - (d) 右下の担当者印欄に担当者印を押印してください。
  - (e) 所属所長の証明後、原本を共済組合に提出してください（原本をコピーしたものを所属所保管としてください）。
- (イ) 配偶者の場合は、国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)・資格喪失・死亡・氏名・生年月日・性別変更(訂正)届・「基礎年金番号通知書」の写し又は「年金手帳」の写しを提出してください。

#### イ 扶養手当の支給を受けていない者(特別認定者)

- (ア) 被扶養者認定・取消申告書（施行規程別紙様式第15号）を1部提出してください。

<提出方法>

提出にあたっては、次の処理をした後の「被扶養者認定・取消申告書」を提出してください。

- (a) 右上の認定区分の「特別認定」の左に○を記入してください。
  - (b) 所属所受付年月日欄を記入してください。
  - (c) 扶養手当認定事務担当者が扶養手当が支給されていないことを確認後、給与事務担当者印欄に確認印を押印してください。
  - (d) 右下の担当者印欄に担当者印を押印してください。
  - (e) 所属所長の証明後、原本を共済組合に提出してください（原本をコピーしたものを所属所保管としてください）。
- (イ) 被扶養者認定についての必要書類  
「表5 提出書類一覧Ⅰ」、「表6 提出書類一覧Ⅱ」を参照してください。  
なお、以上のほか、必要に応じて別に書類の提出を求めることがあります。
- (ウ) 配偶者の場合、国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)・資格喪失・死亡・氏名・生年月日・性別変更(訂正)届・「基礎年金番号通知書」の写し又は「年金手帳」の写しを提出してください。

#### 様式名 被扶養者認定・取消申告書 記載例 施行規程別紙様式第15号

国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)・資格喪失・死亡・氏名・生年月日・性別変更(訂正)届